

公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に基
づく業務及び財産の状況に関する説明書類

第 56 期

自令和 06 年 4 月 1 日

至令和 06 年 6 月 30 日

監査法人日本橋事務所

業務及び財産の状況に関する説明書類

第56期 令和6年4月1日から令和6年6月30日まで

令和6年8月28日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名	監査法人日本橋事務所
所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル4階
代表者	統括代表社員 小倉 明

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、昭和27年創業の個人事務所を基軸に昭和44年、監査法人日本橋事務所として創設されました。設立登記は、昭和44年8月27日です。爾来、定款第1条に定める監査証明業務に専心してまいりましたが、平成19年5月、定款第1条に第2項を新設し、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を監査法人の目的に加え現在に至っております。

監査法人設立以来、合併や名称の変更はありませんが、東京駅八重洲口再開発計画に伴い、平成16年7月に主たる事務所の所在地を東京都中央区八重洲一丁目3番8号から東京都中央区日本橋三丁目2番9号に変更、また、業務品質の向上及び業務拡充等の観点から令和5年3月20日に現在の本店所在地に変更いたしました。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は、無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

新型コロナウイルスの感染動向の鎮静化により経済活動の正常化に向けた動きが一層浸透する中、個人消費の回復やインバウンドの持ち直しが見られました。しかし、国内では金融緩和の修正議論もなされ始めた一方、海外ではウクライナ情勢とインフレ圧力の長期化に伴う金融引き締めとその見直し論もあり、為替変動リスクと相まって景気の減速懸念と回復期待が交錯する不安定な状況となりました。このような経済環境にあつて当監査法人は、金融商品取引法等に基づく監査証明業務の円滑、かつ、効率的な実施をさらに図るとともに、業務の品質管理を充実・強化するための監査調書の電子化を本格的に推進するとともに、監査担当者のより手厚い研修等を継続して実施いたしました。この結果、今年度も堅調に監査証明業務を執行することができました。

なお、非監査証明業務については受嘱の規模が著しく小さいので監査証明業務に特段の影響を与えることなく前会計年度並みに執行することができました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

新たに開始した業務等、特記すべき重要な事項はありません。

なお、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 21 日付で関東財務局長より経営革新等支援業務を行う者としての認定を受けております。また、平成 26 年 8 月 5 日付で顧客の海外展開等のニーズに応えるための体制構築の一環として国際的な会計事務所ネットワーク Baker Tilly International に独立メンバーとして参画しております。

(3) 監査証明業務の状況

令和 6 年 6 月 30 日現在において当監査法人が関与している被監査会社等の状況は、次のとおりです。

令和 6 年 6 月 30 日現在（会計年度末日）

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	19 社	18 社
② 金商法監査	2	0
③ 会社法監査	18	1
④ 学校法人監査	2	0
⑤ 労働組合監査	0	0
⑥ その他の法定監査	5	0
⑦ その他の任意監査	8	0
計	54	19

（注）大会社等とは公認会計士法第 24 条の 2 に規定する会社をいいます。

(4) 非監査証明業務の状況

当監査法人の定款第 1 条第 2 項に基づく非監査証明業務は、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務ですが、当会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）における受嘱額は、1,544 千円（4 社）です。このうち、大会社等からの受嘱額はありません。

当該非監査証明業務への関与は、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えておりますが、職業倫理及び独立性の遵守に影響を及ぼさず、かつ、高品質な専門業務の提供が可能な範囲での受嘱に限っております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

(基本理念)

公認会計士監査は、我が国経済の健全な発展を支える重要なインフラの一つであり、財務情報の信頼性確保に対する社会のニーズは、一連の粉飾決算事件や、有価証券報告書の虚偽記載事件の発生等を契機にますます高まってきており、その領域は企業会計の分野にとどまらず公的部門へと広がってきています。我々公認会計士の使命は、会計及び監査の専門家として、独立した立場において、監査業務を中心とする保証業務を通じ、企業等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に貢献することにあります。

当法人では、所員一人一人が会計プロフェッションの社会的使命を自覚し、職業的専門家としての責務を全うすべきとする社会的要請に応えることができるよう、倫理及び価値観に基づく自らのあるべき姿勢を崩すことなく、品質最優先の認識のもとで確固たる目標をもって専門業務に努めており、監査を中心とする保証業務等の提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、持続可能な社会の実現のため資本市場の活性化に奉仕することを経営の基本理念としています。

当監査法人は、これら監査業務の質を合理的に確保するため、事務所職員に対する以下の行動規準を定めております。

(行動規準)

①自らが置かれている監査人としての立場や役割、社会的要請を十分に理解し、職業的専門家としての倫理観と独立性を保持しつつ、持続可能な社会の実現に貢献すべく、新たな視点も視野に入れながらより高い監査品質を目指し自発的、積極的、かつ柔軟に行動する。

②品質管理を最優先とするため、遵守すべき最低水準に留まることなく高い期待水準を目指した継続的専門研修に努め、当監査事務所内の対話と連携によって各業務間の優先度合も勘案しつつ、業務の維持・拡充も視野に入れながら組織的、効率的に業務を進める。

③自己に対しては自尊かつ謙虚でありながらも厳しく、クライアント等の外部者には自らのあるべき姿勢を堅持しつつも品位と礼節を常に保持する。

なお、監査の品質を重視する風土を醸成するための方針と手続は、新たに整備した「監査の品質を重視する風土を醸成するための方針と手続に関するガイドライン」に明記いたしました。また、上記の基本理念と行動規準については全ての専門要員に対して適時・適切に伝達し、伝達内容の浸透度合いを個別面談で確認し評価しております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人の経営に関する意思決定機関として社員総会があり、その下に統括代表社員及び副統括代表社員 2 名を配置しております。統括代表社員は最高経営責任者かつ品質管理最終責任者として監査事業及び品質管理業務全般を統括し、副統括代表社員は統括代表社員を補佐しております。

統括代表社員の下に監査事業本部及び品質管理本部を設置し、本部長には副統括代表社員がそれぞれ就任しております。監査事業本部は監査業務等を執行しており、品質管理本部は本部長を品質管理責任者として品質管理システムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執

行及び監視・監督を行っております。

このほか、品質管理事項を主対象として、監査事業本部及び品質管理本部のすべての部員（全社員）により構成される本部会議を統括代表社員が毎月主宰し、部員それぞれが担当業務の執行状況について報告し情報共有を図ると共に、懸案事項、発生した問題点及び課題等について提議・提案を行い、審議により対応に係る方針及び施策を決定して品質の向上を図っております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令を遵守するために監査の品質管理規程をはじめとする諸規程や各種ガイドラインを定めております。特に監査業務の実施に当たっては、監査の品質管理規程において、監査責任者は職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示することを明記し運用しております。

なお、専門要員以外の職員にも関わるインサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス等法令遵守に係る事項に関する事務所内研修会を開催し、全職員に受講を義務付け法令遵守に係る意識を高めております。これらの法令の遵守状況については宣誓書の徴求やチェックリスト等を用いてモニタリングを実施しております。また、また、内部通報制度及びホットラインを設置し、後者において収集する情報の範囲には当監査法人に勤務する社員・職員による不正、不当、法令違反又はそのおそれのある行為・事実等及びこれらが疑われる行為・事実等が含まれること及び両制度において内部通報者が不利益を被る危険を懸念することがないように留意することを監査の品質管理規程において明示し、また前者の実務指針として「ホットライン情報への対応」を整備し、手続等を明記して運用しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当監査法人及び専門要員（監査実施者）が監査業務に関係する職業倫理の遵守を合理的に確保するため、統括代表社員が事務所に発信する基本理念と行動規準に示すとともに、「監査の品質管理規程」において誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動を内容とする規定を定め、全ての専門要員（監査実施者）にその遵守を求めると共に、遵守状況を宣誓書の徴求やチェックリストを用いて確認しております。また、独立性の遵守を合理的に確保するため、全ての専門要員（監査実施者）から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を入手する等、独立性の保持の状況を確認しております。その他、独立性に対する脅威を軽減または除去するために適切な措置を講ずる体制を整えとと共に、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結または既存の監査契約の更新に際しては、関与先の状況、当法人の規模及び組織、能力及び経験を有する専門要員（監査実施者）の確保の状況、利害関係、過年度監査業務実施中の把握事項並びにその他重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しております。監査契約締結の適切性に重要な疑義をもた

らす情報を入手した場合には、その内容及び重要性の程度により監査契約の辞退の原因となるか慎重に検討及び判断しております。なお、「監査の品質管理規程」において、監査契約の新規締結及び更新に係る以下の方針と手続を定め、新規締結または更新に当たっては、審査担当者の審査を受けることとしております。

- ・新規契約又は更新契約の締結に当たり充足すべき要件
- ・新規契約又は更新契約の締結に係る審査
- ・新規契約又は更新契約締結に係る判断根拠の文書化
- ・監査業務の契約条件の合意に関する監査基準報告書の遵守
- ・不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る方針及び手続

また、新規契約に関しては「新規監査契約に係る手続書」を整備し、関与先の契約リスクの評価に係る具体的な手続を文書化しております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は所定の基礎額を基に「社員の評価規程」に基づき毎年実施する人事考課の結果を反映して6月末までに決定し、これを利用して7月に報酬の改定を行っております。人事考課は一定の評価項目を定めた評価シートを用いて数値化しております。当該評価シートにおける評価項目は、会計士監査経験年数、年齢、マルチ考課評点、事務所の監査品質の管理や審査への貢献度、専門知識、語学力、担当クライアントの業務における負荷の程度、日本公認会計士協会のレビューや公認会計士・監査審査会による検査結果などの他多岐にわたっておりますが、監査の品質管理に関わる事項を重視しております。このうちマルチ考課は自己評価に加え、評価対象となる社員以外の全社員及び常勤の公認会計士が毎年、マルチ考課評価シートを用いて各社員の評価を行います。統括代表社員は各社員の自己評価結果及び他者からの評価結果を比較検討の上で社員の個人面談を実施し、これらの結果を総合的に勘案し最終的に代表社員間協議で社員報酬額を決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

教育・訓練については、「教育・研修プログラム」に従い、新人研修を初めとしてキャリア・経験年数に応じて、職業専門家として必要とされる知識等の習得のため定期的な教育・訓練・研修を当監査法人の品質保証部が実施しております。なお、日本公認会計士協会のCPD制度における履修必要単位数については日本公認会計士協会への問合せ等により履修状況を定期的に確認しております。その他、職員のうち専門職以外の者にも関わるインサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項等の研修会を社員及び全職員が受講すべき必修研修とて指定し開催しております。また、監査の現場においては業務執行社員及び主査により、監査チームメンバーへ具体的かつ詳細な監査実施の手順・方法に関して積極的に指導（OJT）を行っております。

ウ. 専門要員の採用及び評価

当監査法人は、専門要員として監査業務を遂行するのに必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材の採用に努めております。専門要員（監査実施者）の評価については、業務執行社員及び専門職員（業務執行社員を除く監査実施者）の職階別に、誠実性或客観性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、意欲と担当業務の遂行状況、専門知識の習得状況

等を各個別の考慮要素とする人事考課表に基づいて年 1 回定期的に人事考課を実施しております。専門職員に対しては偏見偏向が無いように原則として複数の社員により実施しております。社員に対しては、上記のとおり自己評価に加え、社員相互間及び公認会計士の専門職員により人事考課が実施されるマルチ評価方式を採用しております。これらにより人事考課の公平性・公正性を確保しており、モチベーションに資するものと位置付けております。報酬・昇進に際しては、当該人事考課の結果に基づき、社員からの意見を踏まえ総合的な判断により代表社員が決定しております。監査責任者（業務執行社員）及び監査チームメンバーの選任に関しては、上記考課の結果から、その責務を果たすのに適切な能力、知識、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを考慮要件としております。特に専門能力と共に意欲及び積極性については、重要な要素としており、実務指針として「品質管理責任者の経験及び能力に関するガイドライン」を整備いたしました。

④ 監査業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問い合わせ

専門的な見解の問合せに関しては、監査業務において、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、監査事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者との協議などを通じ、専門的事項に係る見解を得ることとしております。なお、「専門的な見解の問合せに関するガイドライン」を整備し、以下の事項について具体的な方針及び手続を定めております。

- ・専門的な問合せに係る論点と具体的事案
- ・専門的な見解の問合せ先
- ・問合せ先の適性、能力及び客観性の評価

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違に関しては、監査上、専門要員間、専門的見解の問合せ依頼者と助言者との間、監査責任者（業務執行社員）と監査業務に係る審査部員との間に判断の相違が生じた場合には、早期にその相違を識別し、部長会あるいは特別審査会で協議を行い、解決することとしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

監査業務における監査計画及び監査意見表明に関しては、審査部等を設置し、原則としてすべての監査業務につき審査を受けることを義務付けております。また、新規の監査契約締結や監査証明業務と非監査証明業務の同時並行実施の可否等、一定の場合においても審査を受けることを義務付けております。

当監査法人は、上場会社及びその重要な子会社に対しては、特定の審査担当者が単独で行うレビューパートナー審査を適用し、それ以外の会社には複数の審査担当者が会議体で行う合議制審査（審査会）を適用しております。合議制審査担当者は社員総会において、レビューパートナー審査担当者は代表社員の協議によって、それぞれ十分な知識、経験、能力を有する社員の中から選任しております。さらに、重要案件については、上級の審査として部長会審査、特別重要案件については、社員全員で構成される特別審査会で審議することとしております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することのリスクは統括代表社員から事務所内全専門要員に伝達しており、「監査の品質管理規程」及び「監査（調書）ファイル保存ガイドライン」において、監査ファイルの最終的な整理と管理について規定しています。

2023年3月期に上場会社2社について電子監査調書システム（ADICのAQuA）をテスト（先行）導入し、アーカイブ状態を期限後に解除できず、アーカイブ済の調書の更新はできないことを確認（新たなドキュメントとしての追加のみが可能。）した上で、2024年3月期決算の全上場会社の電子調書化を完了し、電子調書システムにより保存しております。会社法単独監査会社については2025年3月期決算会社から順次電子調書化を進める予定です。

一方、紙面により作成した監査（調書）ファイルについては最終的な整理の完了日後速やかに監査チームが業務管理部に提出し、統括代表社員又は品質管理本部長或いは業務管理本部長が保管箱に封印を行った上で遅滞なく外部倉庫保存の措置を講じます。なお、外部倉庫移管までの期間は業務管理部の管理下で当事務所内の指定キャビネットに施錠保管し、監査調書の不適切な変更を防止します。また、外部倉庫に保存された監査（調書）ファイルは、定期的な検証、外部機関のレビュー等正当な理由がある場合に限り、品質管理本部長が関係者に対し紙面により作成された監査（調書）ファイルの閲覧・利用等を許可します。なお、監査チームによる過年度監査調書の内容確認を目的とする閲覧及び謄写の場合は、業務管理部の担当者等が立会うことにしております。

オ. 業務の実施

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保できるように、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書等を基礎とした監査業務の実施に関する監査マニュアルや監査手続書等を作成し、これに準拠することとしており、監査の実施、監査チームメンバーへの指示、監督及び査閲、監査調書の記録・保存等が合理的に遂行され、監査業務の品質の確保と共に有効性及び効率性も確保されております。各個別監査業務においては、指定された監査責任者（業務執行社員）を中心に監査チームが構成され、職業的懐疑心を保持して、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクの評価を行い、このリスクに適切に対応するリスク対応手続を立案する等の確かな監査計画を策定し、これに基づき内部統制運用評価手続及び実証手続を実施することにより、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見形成の基礎としております。このプロセスにおいては、監査チーム内の自由な討議や、PC（パーソナルコンピュータ）を活用して電子データの分析（仕訳テスト、ベンフォード分析等）、再計算、事例検索、文書作成、及びデータ交換・蓄積・保存等も効率的に行っております。さらに、退職給付の年金数理計算や複雑な情報システム等の専門性のある特定分野に対する対応手続については、高度な専門的知識やスキルが必要とされる場合があり、リスク状況を勘案し必要に応じて当該分野の専門家の業務を利用しております。また、限られた会計士職員数で各監査現場を効率的かつ必要十分に仕切るため、当監査法人では監査責任者（業務執行社員）が監査現場に直接出向くことを基本とし、これを有効に活用して被監査会社の経営者、監査役等、

内部監査部門及び財務部門をはじめとした会社関係者間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても適時適切に深度あるコミュニケーションを行うことで十分な情報収集や意見交換を行っております。

カ. 不正リスク対応基準

「監査における不正リスク対応基準」(平成25年3月企業会計審議会監査部会)が適用される監査業務については、①不正リスクに対応した品質管理、②監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮、③不正に関する教育・訓練、④不正リスクに対応した監督及び査閲、⑤不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処、⑥不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ、⑦不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査、⑧監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継、⑨監査事務所間の引継、⑩不正リスクへの対応状況の定期的な検証、等の整備運用を行っております。

キ. 不服と疑義の申立て

専門要員(監査実施者)は、各業務等に関して法令・基準等への違反・抵触や不当な干渉等が疑われる場合に、不服と疑義の申立てとして不当な取扱いを受けることなく監査事業本部及び部長会へ当該報告(内部通報)ができる制度を設けております。その担当責任者は代表社員とし、月次で受付状況を部長会へ報告するとともに、部長会でも受け付け可能としております。当該報告があった場合は、監査事業本部及び部長会は報告された内容について必要な分析・調査を行い、適切な是正措置を採ることになっております。

ク. 「監査法人のガバナンス・コード」への対応

当監査法人は、監査の果たす公益的な役割及び監査に対する社会からの期待を踏まえ、高度な職業的専門家により構成される監査法人として果たすべき使命及び社会的責任を十分に自覚し、創設以来、監査の品質の維持及び向上に関して最優先事項として取り組んでおり、「監査法人のガバナンス・コード」の求める内容の大半は、業務管理の体制整備と業務運営、また監査の品質管理の一環として既に実施しておりますが、未実施項目については、当監査法人の規模や特性及び内外の環境要因等を勘案し、当該コードへ対応することとしており、各原則及び各指針の具体的な適用状況については、当法人のホームページ(<http://nihombashi.or.jp/>)をご参照ください。

ケ. その他

当監査法人は、上記の他、監査事務所間の引継、共同監査、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関しても規程を設け、遵守しております。また、これら品質管理については、内部統制監査、中間監査及び期中レビューにも準用しております。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理のうちモニタリング機能を担当する部署としてモニタリング部を設置し、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。品質管理の監視の実施者は、社員の中からモニタリング担当として選任された品質管理担当者とスタッフにより構成され、品質管理に係るチェックリスト等により品質管理シス

テムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性につき評価を行っており、不備な部分があれば早急に適切な是正措置を採ることとしています。

なお、定期的な検証に関しては「監査業務の定期的な検証の実施手順」を整備し以下の事項に関し定めています。

- ・実施主体及び実施者
- ・対象業務の選定方針
- ・重点実施項目の決定
- ・不正リスクへの対応状況についての定期的検証
- ・定期的な検証の実施
- ・定期的な検証における不備の評価
- ・結果の報告
- ・定期的な検証における指摘事項の周知徹底及び再発防止

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

ア. 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

当監査法人は品質管理本部を設置しております。品質管理本部は品質管理（業務改善及び品質の向上を含む。）のシステムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執行及び監視・監督する権限及び責任を有しております。品質管理本部は業務管理部、審査部、品質保証部、モニタリング部から構成され、各部の部長に社員が就任し各部が管理方針を策定し活動しております。このほか、全社員により構成され、品質管理事項を主対象として毎月開催される本部会議において監査事業本部を含む各部の部員（社員）がそれぞれの担当業務の執行状況について報告し情報共有を図ると共に、把握した懸案事項、発生した問題点及び課題等について提議・提案を行い、審議により対応方針及び施策を決定して品質の向上を図っております。

イ. 責任者の選任

品質管理本部長は、品質管理担当責任者として副統括代表社員が就き、監査の品質管理に関する業務執行における各担当部員への指示・命令、報告徴収、執行状況の管理・監督及び調整を行い、統括代表社員に随時報告を行うことで、情報共有及び執行上の意思統一を図っております。また、品質管理本部長（品質管理責任者）は社員総会で選任されますが、選任に当たっては必要とされる経験及び能力を具体的に定めた「品質管理責任者の経験及び能力に関するガイドライ」の要件を満たしているか確認し、選任の判断根拠を文書化しております。

ウ. その他の責任の所在

当監査法人は上記ア.に記載のとおり全社員が本部会議の構成員として品質管理に関する責任を有しております。

5. 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員はすべて公認会計士であり、非公認会計士の特定社員は任用されていないので該当はありません。

6. 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

令和 6 年 1 月に公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計士協会の調査を受けました。この調査は、通常レビューの一環としての改善状況の確認です。

(参照条文)

(監査又は証明の業務の調査)

第 46 条の 9 の 2 協会は、会員の第 2 条第 1 項の業務の運営の状況（当該会員が公認会計士である場合にあつては、第 34 条の 13 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に限る。第 49 条の 4 第 2 項第 2 号において同じ。）の調査を行うものとする。

7. 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

統括代表社員小倉明は、当監査法人の独立性保持のための方針策定及び社員等の報酬決定並びに研修に関する事項を含む当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、品質管理を担う業務管理部、審査部、品質保証部及びモニタリング部より報告を受け等により、適正であることを令和 6 年 8 月開催予定の社員総会において確認いたしました。

8. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 提携上の提携の内容

該当事項はありません。

9. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Baker Tilly International

(2) 提携を開始した年月

平成 26 年 8 月 5 日

(3) 業務上の提携の内容

独立会計事務所として国際的会計事務所ネットワークへの加盟

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く、英国大手会計士事務所の Baker Tilly が母体となり組織された国際的会計事務所のネットワークです。現在、世界 141 の国と地域に展開しており、数ある会計事務所ネットワークの中において、世界第 9 位の規模を誇っております。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家（会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など）により構成されており、各国のそれぞれ独立したメンバー・ファームの相互協力を通じて、多様化したクライアントのニーズに対し、常に高品質のサービスを提供することを理念としております。また、監査業務のクライアントに対しては、長期的な視野の下、高品質な監査サービスを継続的に提供すると共に、多様なニーズに対して積極的に対応し提案することも基本方針として掲げております。

特に、国際的に事業展開しているクライアントに対しては、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した連結財務諸表に対するグループ監査など、世界 141 の国と地域のメンバー・ファームが国境を越え、各国のリソースなどを最大限に活用することにより、高品質の国際的業務サービスが提供できる体制を心がけております。

監査法人日本橋事務所は、Baker Tilly International に加盟する独立したメンバー・ファームです。国際的なサービス提供及びサービス品質の向上を企図したネットワーク加盟社間での情報交換並びに相互の専門サービス及び新規顧客情報の提供等を行っております。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
15 人	—	15 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

当監査法人においては、業務の執行の適正を確保するための措置及び業務の品質の管理の方針の策定等監査法人の活動に関する重要な事項は、特定社員を任用していないのですべて公認会計士である社員からなる社員総会において決定しております。

三. 事務所の概況

当監査法人の主たる事務所の名称は監査法人日本橋事務所であり、東京都中央区京橋一丁目 10 番 7 号 KPP 八重洲ビル 4 階に所在しています。また、当該事務所に勤務する公認会計士等の数は、次のとおりです。

なお、定款記載事項に変更はありませんが、一. 業務の概況に記載のとおり、令和 5 年 3 月 20 日に東京都中央区日本橋三丁目 2 番 9 号三晶ビルから上記に移転しております。

(令和 6 年 6 月 30 日現在)

区分	公認会計士	公認会計士 試験合格者	その他	計
代表社員	3 名	1 名	1 名	3 名
社員	12 名	1 名	1 名	12 名
職員	31 名	7 名	22 名	60 名
計	46 名	7 名	22 名	75 名

(注) その他には、米国公認会計士試験合格者及び公認会計士試験科目合格者が含まれています。

四. 監査法人の組織の概要

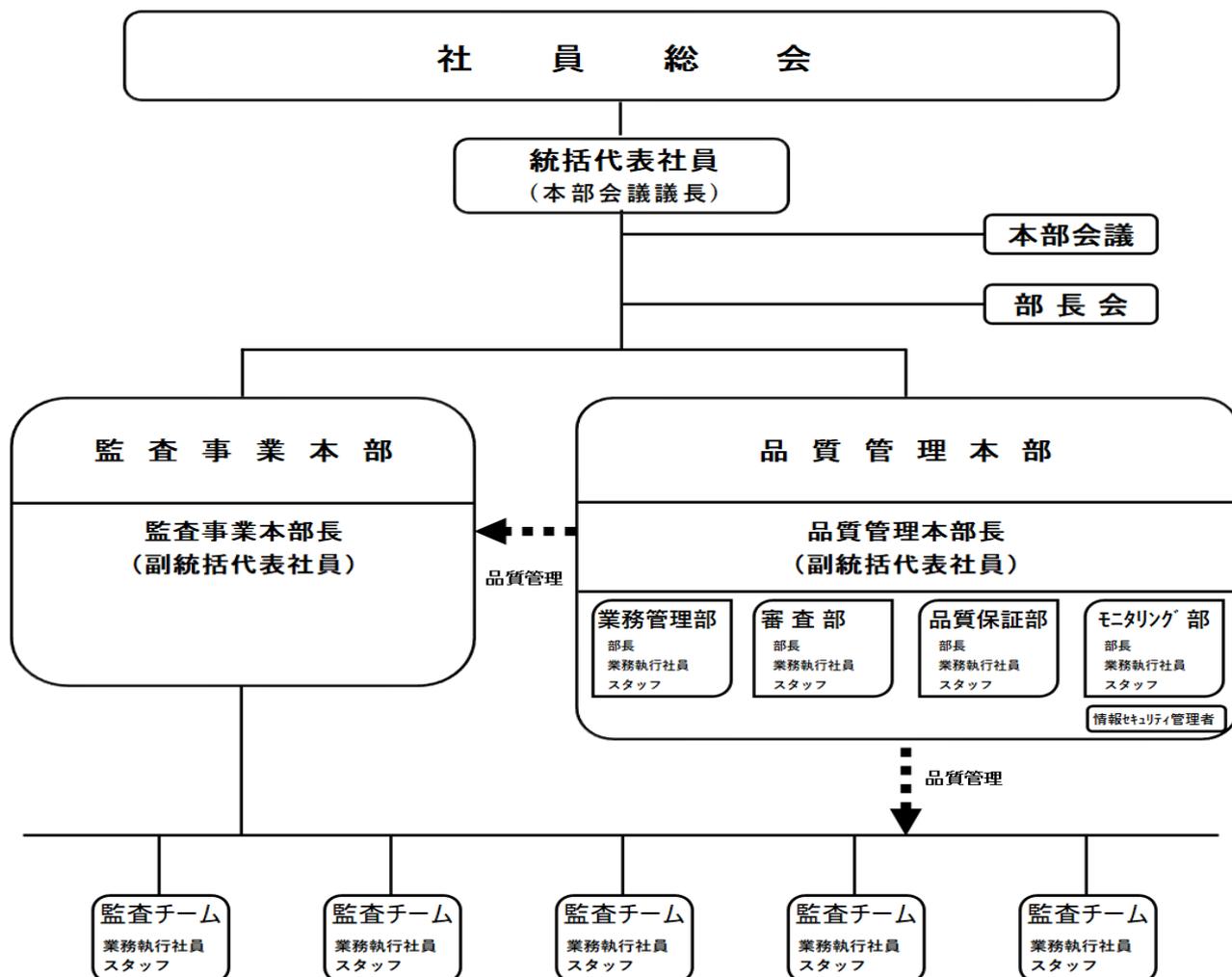
当監査法人は、最高意思決定機関として社員総会があり、その下に監査業務を執行する監査事業本部と品質管理システムの整備及び運用に係る業務全般を所管する品質管理本部を設置しております。監査事業本部の下には、関与先（クライアント）ごとに編成された二つの監査室があり、それぞれの監査室ごとに監査チームが編成され、監査業務を実施してまいりました。当該監査室は、監査法人設立以来の歴史がありましたが、人的資源の活用の観点から流動性及び機動性等に欠ける一面がありましたので、令和3年4月1日からは、これらを質的に統合し有機的な組織としてさらなる監査業務の機動性及び効率性確保、並びに監査品質の向上に資するよう人的資源を再編成し業務を推進することといたしました。この結果、関与先（クライアント）ごとに監査リスク等を考慮した監査チームを編成することが容易になりました。

また、品質管理本部（本部長：副統括代表社員）には、機能別に業務管理部、審査部、品質保証部及びモニタリング部の4つの部署を設置しており、それぞれの担当業務を執行しております。

品質管理担当者間での情報共有を図る場としては、毎月で開催される本部会議（議長：統括代表社員）があります。さらに、品質管理本部長及び各部長（監査事業本部長を含む。）により構成される部長会があり、品質管理に係る実務上の取扱事項を審議・決定しております。

[組織図]

令和6年（2024年）6月30日現在



五. 財産の概況

直近の二会計年度に係る売上高の総額及びその内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	年度	第 55 期	第 56 期
		自令和 05 年 4 月 01 日 至令和 06 年 3 月 31 日	自令和 06 年 4 月 01 日 至令和 06 年 6 月 30 日
売上高			
監査証明業務		725,766	632,228
非監査証明業務		17,192	1,544
合 計		742,958	633,772

(注) 上記監査証明業務には、これに付随する旅費受入高(第 55 期 316 千円、第 56 期 88 千円)が含まれています。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

1	シチズン時計(株) (プライム)
2	NOK(株) (プライム)
3	イーグル工業(株) (プライム)
4	スターツコーポレーション(株) (プライム)
5	ニチレキ(株) (プライム)
6	(株)ベルーナ (プライム)
7	セントラルスポーツ(株) (プライム)
8	東京都競馬(株) (プライム)
9	(株)ピックルスホールディングス (プライム))
10	(株)ナガホリ (スタンダード)
11	(株)ミクニ (スタンダード)
12	塩水港精糖(株) (スタンダード)
13	明豊ファシリティワークス(株) (スタンダード)
14	(株)UNIVA・Oak ホールディングス (スタンダード)
15	鉦研工業(株) (スタンダード))
16	スターツ出版(株) (スタンダード))
17	セーラー万年筆(株) (スタンダード)
18	日本アイ・エス・ケイ(株) (スタンダード)
19	(株)J E C C (非上場)